様式第２号（第２条関係）

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担　当　課	下水道計画課
委託業務名	公共下水道事業受益者負担金システム構築業務
委託業務場所	大津市御陵町３番１号 福井県坂井市丸岡町熊堂第３号７番地１－１３
概　要	公共下水道事業受益者負担金に係る賦課及び徴収等に係るデータは、企業局の負担金専用のサーバで管理しているが、サーバの保守メンテナンス期間が令和８年度末で終了することから更新する必要がある。 更新にあたりサーバとクラウドの両方式を検討した結果、クラウド方式ではサーバの機器更新が不要なことや、地方公共団体情報システム機構のＬＧＷＡＮ回線を利用した閉域環境下で構築したデータセンターによる安全な管理等メリットが大きいため、クラウド方式での更新を行うもの。併せて現在運用しているシステムのソフトウェアについても新たなものに更新することにより業務効率をあげるもの。
契約期間	令和８年１１月２日から令和９年１２月３１日まで
契約年月日	令和８年１１月２日
契約金額	８，３４３，５００円
契約の相手方	〔所在地〕福井県坂井市丸岡町熊堂第３号７番地１－１３ 〔名　称〕三谷コンピュータ㈱
契約相手方の選定理由	三谷コンピュータ㈱は本市の公共下水道事業受益者負担金システムを開発した業者でシステムの設計及び仕様に精通している。システムの更新にあたり、これまでの受益者、受益地、調定収納データ等膨大なデータを遺漏なくかつスピーディーにサーバからクラウドに移行すると共に、新たなソフトウェアに反映させることができる唯一の業者である。
根拠規定	地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

（注意）　１　契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

２　地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第３号及び第４号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。